

法務局地図作成事業に係る登記記録の書換え 及び地図の差替えについて（お知らせ）

福岡法務局では、下記 1 の地域において、不動産登記法第 14 条第 1 項地図作成事業を実施しました。

この成果に基づき、下記 2 の期間中、登記記録の書換え及び地図の差替えを行いますので、登記申請、登記事項証明書、要約書、地図の写しの請求の際には御留意願います。

本事業に関するお問合せは下記 3 までお願いいたします。

記

1 作業対象地域

福岡市中央区六本松二丁目、六本松三丁目の全部並びに赤坂三丁目、桜坂二丁目の一部の地域

2 作業期間

令和 8 年 3 月 6 日（金）から同年 3 月 31 日（火）まで（予定）

3 お問合せ先

〒810-8513 福岡市中央区舞鶴 3-5-25
福岡法務局不動産登記部門 地図整備・筆界特定室
TEL 092-721-4575